

由布市制施行10周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、由布市制施行10周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの仕様は、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、市制施行10周年の啓発にかかる利用に関し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (5) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝のみを目的とすると認めるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与していると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(使用期限)

第4条 ロゴマークの使用期限は、市長が必要があると認める場合を除き、平成28年8月31日までとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) ロゴマークの色彩、形状など図柄を改変等して使用しないこと。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下又は類似の既製品の価格と同等以下の額とすること。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(使用の手続き)

第7条 ロゴマークの使用にあたっての申請は、不要とする。

(責任の制限)

第8条 市長は、使用者がロゴマークの使用によって受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

2 市長は、使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

3 ロゴマークを使用した物品等の安全性、品質等に関する一切の責任は、全て使用者が負うものとする。

(使用の中止)

第9条 市長がロゴマークの使用に関し、不適切であると判断した場合は、使用者はロゴマークの使用を中止しなければならない。

(庶務)

第10条 ロゴマークの使用に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成28年8月31日限り、その効力を失う。